「涼み処」 募集要領

1　趣旨

市は、「涼み処（事業所等が外出時に暑さを避ける市民のため、一時的な休憩所として提供する施設をいう。）」として、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける市内の民間事業者を募集し、「涼み処」を設置します。

2　応募要件

（1）市内に所在する店舗、その他の施設（以下「施設」という。）であること。

（2）適当な冷房施設を有する施設であること。

（3）資格や年齢等の制限がなく、誰でも無料で利用できる施設であること。

（4）大村市涼み処であることがわかるポスター等の掲示ができること。

（5）公序良俗に反する事業者が運営する施設又は公序良俗に反する施設でないこと。

3　確認事項

以下の（1）～（5）を確認の上、申し込みください。

（1）申込書の内容等について、審査を行います。公序良俗に反する等、当事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、涼み処として登録しない、または、登録を取り消す場合があります。

（2）設置の際は、市のホームページ等で公表します。また、市が用意する涼み処の「ポスター等」の掲示をお願いします。

（3）涼み処の利用者への対応は、各施設でお願いします。

（4）冷房施設の電気代等、設置に伴い必要な経費は、各施設においてご負担願います。

（5）涼み処の利用者が施設等に損害を与えた場合であっても、本市は責任を負わないものとします。

4　開放期間

涼み処の開放期間は、概ね毎年6月1日　～9月末までとします。

5　登録の期間と更新

涼み処としての登録を決定した日から翌年3月31日までとします。

また、特段の申し込みがない場合、登録を更新させていただきますが、登録内容等に変更が生じる場合などは、お知らせください。

6　登録の解除

登録をした施設が、「2　応募要件」及び「3　確認事項」を満たさなくなった場合、または、登録した施設の管理者から登録の解除の申し出があった場合は、「4　開放期間」の間であっても登録を解除するものとします。

7　申込み方法

「涼み処」申込書に必要事項を記載の上、電子申請、持参、郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって提出ください。

【提出先】〒856-8686　大村市玖島一丁目25番地　大村市福祉保健部国保けんこう課

【Fax】0957-53-5572

【メールアドレス】kokuho@city.omura.nagasaki.jp

8　申込後の流れ

(1)申込内容の審査(承認又は不承認)

(2)審査結果の連絡(概ね1週間程度で返答)

(3)涼み処施設情報の公表(市ホームページ)

(4)涼み処の運用開始

9　「涼み処」の利用ルール

次の(1)～(4)を利用ルールとします。市は利用ルールについて市民への周知に努めます。

(1)利用するときは、各施設の定めたルールに従うこと。

(2)空調の設定温度等は、利用者により変更ができないこと。

(3)水分補給のための飲み物等は、利用者自身が準備すること。

(4)施設の状況によっては、利用が断られる場合があること。

10　物品の配付

涼み処に登録した施設に対して、次の物品を配付します。

(1)涼み処「専用掲示物(ポスター等)」

(2)熱中症予防啓発チラシ

年　月　日

大村市長　様

事業者(管理者)名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

mail ＿＿＿＿＿＿＿＿

「涼み処」申込書

大村市「涼み処」の取組に賛同し、次のとおり施設の設置について協力します。

公開情報	施　設　名	
	郵　便　番　号	〒　８５６　－
	所　　在　　地	
	ホームページ URL 有の場合	
	利用可能な日時	曜日（利用可能な曜日を記入してください）例：月～金　祝日除く 時間（２４時間表示で記入ください）　例：9：00～20：00 曜日： 時間：
	利用可能な場所と 利用可能人数 ※具体的な情報を 記載ください	場所　例：1階表玄関前ロビー 人数　例：１０名程度が利用可能 場所： 人数
		休憩用座席の有無　　有　・　無
	特記事項	